年 税 第 45号 平 成 30年 8月 8日

都道府県医師会 担当理事 殿

> 公益社団法人日本医師会 常任理事 小玉 弘之

平成30年度税制改正における生産性向上特別措置法に基づく税制措置等について(情報提供)

昨年12月14日に決定されました平成30年度税制改正大綱(自由民主党・公明党)における、本会税制要望の実現項目につきまして、平成30年1月16日付け都道府県医師会長宛通知文「平成30年度税制改正について」(日医発第945号)でご案内しておりますが、上記実現項目のうち、「情報連携投資等の促進に係る税制の創設」及び「生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)による固定資産税軽減措置の創設」については、別添の資料1及び資料2の通り、具体的内容が示され、その他の支援措置も併せて、6月6日から施行されましたのでご案内申し上げます。

生産性向上特別措置法では、1. プロジェクト型「規制のサンドボックス」制度の創設、2. データの共有・連携のための I o T投資の減税等、3. 中小企業の生産性向上のための設備投資の促進について規定しています。その詳細については、経済産業省のホームページ、「生産性向上特別措置法が施行されました」(http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180606001/20180606001.html) をご参照ください。

生産性向上特別措置法に基づく税制措置として、以下の2つの制度が創設されました。

(1) コネクテッド・インダストリーズ税制(IoT税制)(所得税・法人税、適用期限:平成33年3月31日)

一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、生産性を向上させる 取組みについて、それに必要となるシステムや、センサー・ロボット等(ソフトウェア・器具備品・ 機械装置)の導入(最低投資合計額5,000万円)に対して、特別償却30%又は税額控除3%(賃上 げを伴う場合は5%)を措置。

なお、本制度は、<u>業種による制限はないため医療機関等も利用可能</u>であり、また、<u>事業規模による制限がないため中小企業者等に該当しなくても利用可能</u>です。

- (2) 生産性向上特別措置法による (「先端設備等導入計画」に基づき新規取得した一定の設備に対する) 固定資産税軽減措置(適用期限:平成33年3月31日)
 - 1. 導入促進基本計画の同意を受けた市町村に所在している中小企業者(従業員1,000人以下の個人、資本・出資の金額が1億円以下の法人(注1)など)が、先端設備等導入計画の認定を受けた一定の設備(先端設備等)を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたりゼロ~2分の1(市町村の条例で定める割合)に軽減される。
 - (注1) 医療法人、公益法人、一般法人、社会福祉法人、学校法人、農業協同組合、生活協 同組合等の非営利法人を除く。

- 2. 先端設備等(市町村により異なる場合がある)
 - 次の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの
 - ①一定期間内に販売されたモデル(最新モデルである必要はない)(中古品は対象外)。
- ②生産性の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度など)が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備。

(対象設備)

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は 一の取得価額)	販売開始 時期
機械装置	全て	160 万円以上	10 年以内
工具	測定工具及び	30 万円以上	5年以内
	検査工具		
器具備品	全て	30 万円以上	6年以内
建物附属設備(注2)	全て	60 万円以上	14年以内

(注2) 償却資産として課税されるものに限る。

本制度は、<u>法人については、医療法人、公益法人、一般法人、社会福祉法人、学校法人、</u>農業協同組合、生活協同組合等の非営利法人は、適用対象外となっています。個人については、業種による制限はなく、医療機関等も利用可能です。

なお、本制度は、実施するか否か及びその内容について、市町村が決定する仕組みとなっているため、市町村ごとに制度の内容等が異なります。

つきましては、<u>各税制措置の詳細については税理士等の専門家に事前にご確認されますよう</u>、その旨も併せて、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、設備投資減税等についての関連情報として、平成30年8月8日付け都道府県医師会担当 理事宛通知文「中小企業等経営強化法に基づく税制措置等について(情報提供)」(年税第46号・ 地第144号・介第103号)も併せてご参照ください。

また、(1) コネクテッド・インダストリーズ税制とそれに関連する支援措置については経済産業省のホームページ、「生産性向上特別措置法に基づくデータ活用支援施策について」

(http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/data-katsuyo/data.html)に、 (2) 生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置とそれに関連する支援措置については中小企業庁のホームページ「経営サポート、生産性向上特別措置法による支援」

(http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html) に、各種資料が掲載されていますのでご参照ください。別添資料についても、更新される場合がありますので、各ホームページでご確認ください。

[添付資料]

- 資料1 コネクテッド・インダストリーズ税制(経済産業省)
- 資料2 【生産性向上特別措置法】先端設備等導入計画策定の手引き(平成30年6月版) (中 小企業庁)
- 参考資料 医療・介護からみた設備投資減税の概要(イメージ) (日本医師会) ※本通知文でご案内している税制措置は参考資料中の⑥と⑦。

コネクテッド・インダストリーズ税制

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、生産性を向上させる取組について、 それに必要となるシステムや、センサー・ロボット等の導入に対して、特別償却30%又は税額控除3%(賃 上げを伴う場合は5%)を措置。
- 事業者は当該取組内容に関する事業計画を作成し、主務大臣が認定。認定計画に含まれる設備に対して、 税制措置を適用(適用期限は、平成32年度末まで)。

【計画認定の要件】

①データ連携・利活用の内容

- ・社外データやこれまで取得したことのない データを社内データと連携
- ・企業の競争力上重要なデータを グループ企業間や事業所間で連携

②セキュリティ面

必要なセキュリティ対策が講じられていることを セキュリティの専門家(登録セキスペ等)が担保

③生産性向上目標

投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成見込みがあること

•労働生産性:年平均伸率2%以上

•投資利益率:年平均15%以上

課税の特例の内容

▶ 認定された事業計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
ソフトウェア 器具備品 機械装置	30%	3% (法人税額の15%を限度) 5% ※ (法人税額の20%を限度)

【対象設備の例】

データ収集機器(センサー等)、データ分析により自動化する ロボット・工作機械、データ連携・分析に必要なシステム(サーバ、 A I、ソフトウェア等)、サイバーセキュリティ対策製品 等

最低投資合計額:5,000万円

※ 計画の認定に加え、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率≥3% を満たした場合。

認定要件の解説:①データ連携・利活用

● 以下の類型のいずれかに該当するデータ連携・利活用であれば対象になりえます。

【類型1-1】"企業内"での取組(IoT等の活用)

- ・これまで取得したことのないデータ(センサーデータ等)と、社内の既存データを連携
 - →例)新たに設置するセンサーからのIoTデータを活用して、生産稼働の効率化や予防保全を実現し、 生産性を向上させる取組

【類型1-2】"企業内"での取組(事業所・工場間等)

- ・外部のネットワークを活用して、物理的に離れた事業所や工場間のデータを連携
 - →例) 工場間でのデータ連携により、全社ベースでの生産稼働の最適化による生産性向上の取組 事業所間で在庫データ等をリアルタイムで共有し、在庫圧縮など生産性を向上させる取組

【類型2】社外データを活用した取組

- ・他社や一般・公共データ等の社外データと、社内の既存データを連携
 - →例)サプライチェーン上の他社データ(販売等)と社内のデータ(調達、生産等)を連携させ、 地域性に合わせた最適生産等を実現することにより、生産性を向上させる取組 社外の公共データ等を活用することで需要分析を高度化し、受給マッチングを向上させる ことで生産性を向上させる取組

【類型3】"他の法人"と連携した取組

- ・他社との間(企業グループ内の他の法人も含む)でネットワークを構築しデータ連携
 - →例)同業他社とデータ連携することで生産効率を最適化し、生産性を向上させる取組 グループ企業内の各企業間でのデータ連携により、生産・販売プロセスの全体最適化による 生産性向上の取組

認定要件の解説:②セキュリティ

- 各法人においては、構築するデータ連携基盤において、登録セキスペ(情報処理安全 確保支援士)等※の指示等に基づき、各種のセキュリティ対策が必要になります。
- その際、登録セキスペ等※が確認する視点は以下のとおりです。

※中小企業等の場合には、ITコーディネータでも可

【取り組むべきデータの安全管理】

- (1) 以下の取組により、データ連携を行うシステムの設計についてセキュリティ確保を考慮したものとすること。
 - (i) データにアクセスできる人物・組織を必要最低限に制限する仕組みをとること。
 - (ii) データ連携を行うシステム間の通信経路が第三者に盗聴されないような仕組みをとること。
 - (iii) データに対する外部からの不正なアクセスに対して、必要な防御策を講じていること。
- (2) 以下の取組により、事業実施時におけるセキュリティ確保策の方針を適切なものとすること。
 - (i) データ連携を行うシステムに対する不正なアクセスを検知する体制を整備すること。
 - (ii) 不正なアクセス等により被害が生じた場合の対処方針を明確化すること。
 - (iii) データ連携の提供先部門・企業において、適切なセキュリティ対策が実施されていることを確認すること。
 - (iv) データ連携を行うシステムについて、定期的に既知の脆弱性がないか確認すること。

認定要件の解説: ③生産性向上目標

● 以下の算式に基づく生産性向上の見込みを算出し、要件をクリアする必要があります。

【労働生産性について】

・対象となる設備を取得等した年度の翌年度から3年間の伸び率の年平均が2%以上となること。

営業利益+人件費+減価償却費[※1]

※1 会計上の減価償却費

※² 労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間

労働投入量[※²]

(注意事項)

- ・ローカルベンチマークで算出される労働生産性とは、計算式が異なりますので御注意ください。
- ・"伸び率"の算出について、新規事業等で現状値がない場合には、合理的な算出方法で比較対象となる現状値を算出してください。

【投資利益率について】

・対象となる設備を取得等した年度の翌年度から3年間の年平均が15%以上となること。

(営業利益+減価償却費[※3])の増加額[※4]

※3 会計上の減価償却費

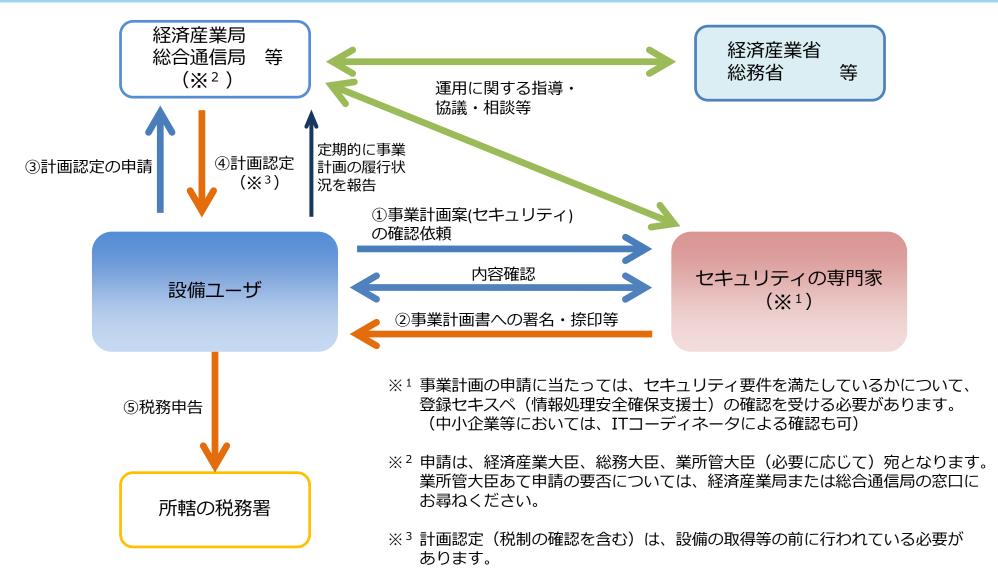
※4 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額

※⁵ 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする 設備の取得価額の合計額

設備投資額[※5]

手続の流れ(申請~税務申告)

以下の流れに従って、手続きを進めてください。



【生産性向上特別措置法】 先端設備等導入計画 策 定 の 手 引 き

平成30年6月版



※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

目 次

<u>1. 先端設備等導入計画の</u> <u>概要</u>

- (1) 制度の概要・・・P.1
- (2) 制度利用のポイント・・P. 1
- (3) 制度活用の流れ···P.2
- (4) 中小企業者等の範囲・・P.3
- (5) 記載内容···P.4

2. 税制支援

- (1) 税制支援の概要···P.5
- (2) 適用手続き・・・P.6
- (3) 所有権移転外リースの場合・・・P7
- (4) 設備の取得時期····P8

3. 金融支援

- (1) 金融支援の概要・・・P9
- (2) 適用手続き・・・P9

4. 手続き方法

- (1) 先端設備等導入計画の策定 ・・・P10
- (2) 先端設備等導入計画 の申請・・・P13
- (3)変更申請・・・P13

<u>5. ホームページ・</u> 問い合わせ先…P.14

(1) 制度の概要

「先端設備等導入計画」は、生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。 この計画は、所在している市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることができます。

経済産業大臣

(導入促進指針の策定)

協議 ┃ □意

市区町村

(導入促進基本計画の策定)



【支援措置】

- ▶ 生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産 税の軽減措置(3年間、ゼロ~1/2の間で市町村の定 める割合に軽減)により税制面から支援
- ▶ 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援 (信用保証)
- 認定事業者に対する一部補助金における優先採択 (審査時の加点)

先端設備等導入計画

申請事業者

(中小企業等)



事前確認 (必須)

経営革新等支援機関

·商工会議所·商工会·中央会

•地域金融機関

・士業等の専門家

等

(2)制度利用のポイント

【ポイント1】

「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に所在している中小企業者が対象 「生産性向上特別措置法」に基づく「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に所在している 中小企業者を対象とし、国・市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。

【ポイント2】

事前確認を受けた計画が対象

認定経営革新等支援機関(商工会議所・商工会・中央会や士業、地域金融機関等)に予め計画の確認を受けて市町村に申請する必要があります。

【ポイント3】

認定された場合、計画実行のための支援措置(税制措置等)が受けられます

- ○税制措置・・・認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税の特例措置を受ける ことができます。
- ○金融支援・・・民間金融機関の融資に対する信用保証に関する支援を受けることができます。
- ○予算支援・・・一部の補助事業において優先採択を行います。

(3)制度活用の流れ

1. 制度の利用を検討/事前確認・準備

- ①所在する市区町村が「導入促進基本計画」を策定しているか確認。
 - ・導入促進基本計画を策定している市区町村については、中小企業庁HP等で公表予定です。
 - ・市区町村によっては、認定の対象となっていない業種や地域等もございますので、詳細については所在する 市区町村にお問い合わせください。
 - ・認定を受けられるのは、新規取得する設備が所在する市区町村になります。
- ②認定を受けるためには、該当する新規取得設備の取得日より前に「先端設備等導入計画」の策定・認定が必要なため、活用にあたってはスケジュールを確認。
 - ・既に取得した設備を対象とする計画は認定されませんのでご注意ください。(特例はございません。)
 - ・経営革新等支援機関の事前確認や市区町村における認定事務に一定以上期間を要する場合があります。 余裕を持って計画の策定準備をしてください。

税制措置を受けたい場合

- ・適用対象者の要件(資本金1億円以下など)や手続き等を確認して下さい。
- ・税制措置を受けるためには、計画申請時に工業会 証明書や経営革新等支援機関の確認書等が必要 です。

金融支援を受けたい場合

- ・適用対象者の要件や手続き等を確認して下さい。
- ・金融支援を受けるためには、計画申請前に関係機関にご相談頂く必要があります。
- ・また、経営革新等支援機関の確認書等が必要です

2. 「先端設備等導入計画」の作成

- ①所在する市区町村が策定した「導入促進基本計画」の内容に沿っているか確認。
- ②「先端設備等導入計画」の様式・記載例を確認し、認定支援機関に確認を依頼。
- ③税制措置を受けるためには、新規取得設備に係る工業会証明書を依頼。
 - ※申請までに工業会証明書が取得できない場合には、市区町村に、後日追加提出する旨をお伝えください。

3. 「先端設備等導入計画」の申請・認定

- ①所在する市区町村長に計画申請書(必要書類を添付)を提出。
- ②認定を受けた場合、市区町村長から認定書が交付されます。 (計画申請書の写しが添付されている場合もあります。)

4. 「先端設備等導入計画」の開始、取組の実行

- ・税制措置・金融支援を受け、生産性向上のための取組を実行。
 - ※税制措置の適用を受けるためには別途要件を満たす必要があります。詳しくはP5をご覧ください。

(4) 中小企業者の範囲

○認定を受けられる「中小企業者」の規模(中小企業等経営強化法第2条第1項)

(注) 市区町村が定める導入促進基本計画によって対象となる業種等が異なる場合があります。 また、税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第1項の定義		
		資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	
	製造業その他*	3億円以下	300人以下	
	卸売業	1億円以下	100人以下	
	小売業	5千万円以下	50人以下	
	サービス業	5千万円以下	100人以下	
政	ゴム製品製造業**	3億円以下	900人以下	
政令指定業種	ソフトウエア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	
種	旅館業	5千万円以下	200人以下	

- * 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。
- ** 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

また、企業組合、協業組合、事業協同組合等についても先端設備等導入計画の認定を受けることができます(以下参照)。

「中小企業者」に該当する法人形態等について

- ① 個人事業主
- ② 会社(会社法上の会社(有限会社を含む。))
- ③ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合(「工業組合」「商業組合」を含む。)、商工組合連合会(「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。)、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、 酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合
- ※①、②については、上記表に該当する必要があります。④については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。
- ※①個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人(②~④)の場合は法人設立登記がされていることが必要です。

(5) 記載内容

中小企業者が、<u>①一定期間内</u>に、<u>②労働生産性を、③一定程度向上</u>させるため、 <u>④先端設備等</u>を導入する計画を策定し、その内容が所在する市区町村の「導入促進 基本計画」に合致する場合に認定を受けられます。

① 一定期間とは?

- ・計画認定から3年間、4年間又は5年間
- ※市区町村が作成する導入促進基本計画で定めた期間となります。

②労働生産性とは?

・労働生産性は、次の算式によって算定します。

*会計上の減価償却費

(営業利益+人件費+減価償却費*)

労働投入量

(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)

③一定程度向上とは?

- ・基準年度*比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。
 - *直近の事業年度末

④先端設備等とは?

・労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備。

<対象設備>

機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア※市区町村が作成する導入促進基本計画で異なる場合があります。

<計画の記載内容>

- ①先端設備等導入の内容
 - 事業の内容及び実施時期
 - ・労働生産性の向上に係る目標
- ②先端設備等の種類及び導入時期
 - ・直接当該事業の用に供する設備として取得する設備の概要 例)機械の種類、名称・型式、設置場所等
- ③先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法
 - ※認定経営革新等支援機関が事前確認を行う

(1) 税制の概要

①中小事業者等が、②適用期間内に、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、③一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロ~1/2の間で市町村が定めた割合に軽減されます。

「
条文: 地方税法附則第15条第47項 (固定資産税等の課税標準の特例)

① 中小事業者等とは?

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- ①同一の大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない 法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 適用期間とは?

「生産性向上特別措置法」の施行日から平成33年3月31日までの期間

③ 一定の設備とは?

く先端設備等の要件>

下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

・要件①:一定期間内に販売されたモデル

(最新モデルである必要はありません。中古資産は対象外です。)

・要件②:生産性の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度など)が

旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備

※要件①、②について、工業会等から証明書を取得する必要があります。

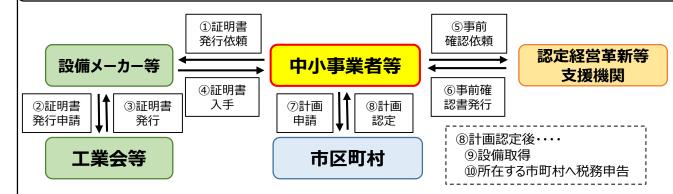
証明書取得から税制の適用を受けるまでの流れについては P. 6を参照。

<対象設備>

設備の種類	用途又は細目	最低価額 1台1基又は 一の取得価額	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備(※1)	全て	60万円以上	14年以内

- ※1 償却資産として課税されるものに限る。
- ※2 上記表はあくまで対象となり得る対象設備のリストになります。市区町村が策定する「導入促進基本計画」 によっては、対象が異なる場合がございますので、ご注意ください。

(2) 適用手続き



▶ 各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。

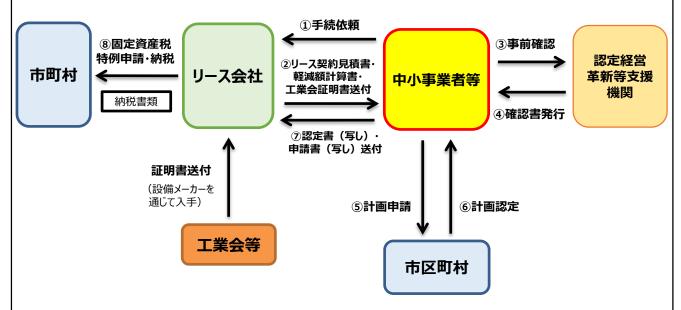
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html

市区町村によっては、自治体用にカスタマイズしている可能性もありますので、所在する市区町村の自治体のHPなどもご確認ください。

- ① 中小事業者等は、当該設備を生産した機器メーカー等(以下「設備メーカー」)に証明書の発行を依頼してください。(中小企業経営強化税制と同じ証明書(1枚)で適用できます。)
- ※②~③は設備メーカー等と工業会等とのやりとりです。
- ② 依頼を受けた設備メーカー等は、証明書(様式1)及びチェックシート(様式2)に必要事項を記入の上、当該設備を担当する工業会等の確認を受けてください。
 - (注)設備の種類ごとに担当する工業会等を定めております。詳しくは中小企業庁ホームページをご参照ください。 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/
- ③ 工業会等は、証明書及びチェックシートの記入内容を確認の上、設備メーカー等に証明書を発行して ください。
- ④ 工業会等から証明書の発行を受けた設備メーカー等は、依頼があった設備ユーザーに証明書を転送してください。
- ⑤・⑥ 認定経営革新等支援機関(商工会議所、商工会等)において、「先端設備等導入計画」の内容 (直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するか)を 確認し、確認書を発行。
- ⑦・⑧ 中小事業者等は、計画申請書及びその写しとともに④の工業会証明書の写し、⑥の経営革新等支援機関の事前確認書を添付して、市区町村に計画申請します。市区町村は、内容を確認し、適正と認められた場合は認定書等を交付します。
- ⑨・⑩ 認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等については、税法上の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、納税書類に④の工業会証明書の写し、⑦認定を受けた計画の写し、⑧認定書の写しを添付してください。
- (注) 本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件(取得価額や中古資産でない等)を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

(3) 所有権移転外リースの場合(設備の利用者と固定資産税の負担者が異なる場合)

※ 所有権移転リースであって、リース会社が固定資産税を負担する場合も該当します。

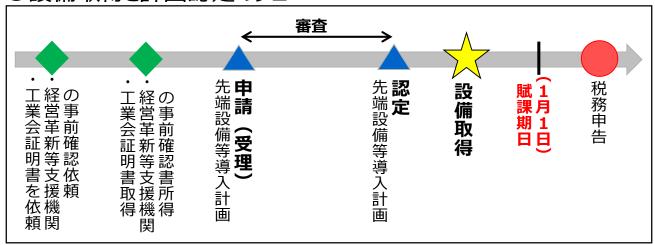


- 固定資産税を負担するリース会社が特例を利用し、その軽減分をリース料から減額することで中小事業者に還元する仕組みです。
- 工業会証明書のほか、リース契約見積書、(公社)リース事業協会が確認した 軽減額計算書が必要になりますので、詳しくはリース会社にご相談ください。
- ① 中小事業者等は、設備を決定し、リース会社に手続きを依頼します。
- ② リース会社は、リース契約見積書・(公社)リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書・工業会証明書を中小事業者等に送付します。
- ③・④ 認定経営革新等支援機関(商工会議所、商工会等)において、「先端設備等導入計画」の内容(直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するか)を確認し、確認書を発行。
- ⑤ 先端設備等の種類を記載した計画申請書とその写しとともに、②のリース会社から入手した書類 (リース契約見積書、軽減額計算書)の写し、工業会証明書の写し及び④の経営革新等支援 機関の事前確認書を添付して、市区町村に計画申請します。
 - ※リース会社から入手した書類については、中小事業者等が保管してください。
- ⑥ 市区町村は、認定書を設備ユーザーに交付します。
- ⑦ 中小事業者等はリース会社に計画認定書の写しと計画申請書の写しを送付します。
- ⑧ リース会社が自治体に納税手続を行います。
- (注) 本手続きを行った場合でも、税務の要件(取得価額や中古資産でない等)を満たさない場合は、税制 の適用が受けられないことにご注意ください。

(4)設備の取得時期

先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」のように、設備取得後に計画申請を認める特例はございませんのでご注意下さい。

○設備取得と計画認定のフロー

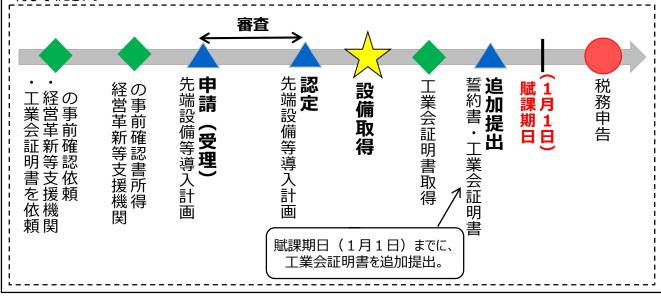


【例外】工業会証明書が申請までに間に合わない場合

固定資産税の特例を利用するためには、工業会証明書が必要となります。

設備取得前までに「先端設備等導入計画」の認定を取ることが必須となりますが、「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに、工業会の証明書が取得できなった場合でも、認定後から賦課期日(1月1日)までに、様式第4による誓約書及び工業会証明書を追加提出することで3年間特例を受けることが可能です(計画変更により設備を追加する場合も同様です)。

※税務申告に際しては、納税書類に、工業会証明書の写し、認定を受けた計画の写し、認定書の写しを添付してください。



3. 金融支援

「先端設備等導入計画」が認定された事業者は、資金調達に際し債務保証に関する支援を受けることができます。

(1) 金融支援の概要

〇 中小企業信用保険法の特例

中小企業者は、「先端設備等導入計画」の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証が受けられます。

保証限度額

	通常枠	別枠
普通保険	2億円(組合4億円)	2億円(組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円

(2) 適用手続き

金融支援のご活用を検討している場合は、「先端設備等導入計画」を提出する前に、関係機関にご相談ください。関係機関は以下の通りです。

機関の名称/問い合わせ窓口	電話番号
各都道府県の信用保証協会	各都道府県の信用保証協会
または(一社)全国信用保証協会連合会	または、03-6823-1200

注意事項

金融機関及び信用保証協会の融資・保証の審査は、市区町村による先端設備 等導入計画の認定審査とは別に行います。認定を取得しても融資・保証を受けられない場合があります。

4. 手続き方法 (1) 先端設備等導入計画の策定

申請様式の記載方法

(注)以下の内容は一般的な記載方法を示したものです。申請先となる市区町村の導入促進基本計画やHP等をよく確認下さい。

先端設備等導入計画申請書の入手方法

▶ 申請様式類は以下のURLからダウンロードできます。

生産性向上特別措置法

検索

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html

(中小企業庁ホームページ → 経営サポート → 生産性向上特別措置法による支援 → 4.先端設備等導入計画について)

【様式第1(申請書表紙)】

様式第三(第4条関係)

先端設備等導入計画に係る認定申請書

<u>〈宛名〉</u>は、先端設備等の所在地を管轄する市区村 長です。

▶ 官職名が記載されていれば、氏名は省略しても差し 支えありません。

○○市長 ○○ ○○ 殿

所 〒000−0000

○○県○○市○○1丁目2-3

名 称 及 び 株式会社○○製作所

代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○ 印

平成

生産性向上特別措置法第40条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を 受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、先端設備等導入計画の必要事項を記載し、生産性向上特別措置 法第40条第4項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で先端設備等導入計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の 名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の先端設備等導入計画参加事業者について は、申請書の余白に事業者名を記載すること。

- ▶ <u><申請者名></u>は、氏名を自署 する場合、押印は省略できま す。押印する場合は、実印と してください。
- 共同申請の場合は、代表となる1社(者)について記載し、 代表者以外の参加企業については、余白に住所、名称及び 代表者の氏名を記載し、押印してください。

▶ 認定申請書の提出の際に、 (備考)及び(記載要領)は 必要ありません。

【別紙(計画書)】

別紙

先端設備等導入計画

1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	株式会社○○製作所
2	代表者名 (事業者が法人の場合)	代表取締役 〇〇 〇〇
3	法人番号	××××××××××
4	資本金又は出資の額	1,000 万円
5	常時使用する従業員の数	12 人
6	主たる業種	輸送用機械器具製造業

< 1 名称等>

- ▶ 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号(13桁)が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。
- 主たる業種において、中小企業者の判定を行います。 複数事業を行っている場合、売上高や付加価値額・従業員数などの経営指標の割合が最も多くの割合を占める事業をさします。

次ページ^

4. 手続き方法 (1) 先端設備等導入計画の策定

申請様式の記載方法

2 計画期間

平成30年 8月 ~ 平成33年 7月

<2 実施時期>

▶ 計画開始の月から起算して、①3年(36ヶ月)、②4年(48ヶ月)、5年(60ヶ月)のいずれかの期間を設定して記載して下さい。

3 現状認識

① 自社の事業概要

自動車部品の製造を事業の中核としつつ、電動工具の部品など、多品種小ロットの 金属製品の部品製造を行う。

② 自社の経営状況

売上は平成 28 年 3 月期 210,000 千円、平成 29 年 3 月期 225,000 千円と増加しており、営業利益についても平成 28 年 3 月期 1,200 千円から平成 29 年度 3 月期 2,700 千円と増加している。要因としては、大手取引先からの受注量の増加や、熟練工を中心に歩留まり改善に向けた地道な取組みの成果によるものである。

他方で、(1)近年設備投資を行っておらず、現在の受注量を大幅に増加させることは 難しいこと、(2)熟練工が定年退職の時期を迎えており、適切な工程設計ができる人 員が不足しているほか、長年の経験を活かした歩留まりの改善や品質の向上を図る には限界があることが、今後、当社の生産性を高め、業績を伸ばしていくうえでの 課題である。

<3 現状認識>

- ♪ ①欄は、自社の事業等について記載 してください。
- ②欄は、売上高等の財務指標や顧客の数、主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載してください。

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

① 具体的な取組内容

- ・現在の設備は導入から年数が経っており、今後の受注増に対応できないことから、 新たに NC 旋盤 1 台を導入する。新しい設備の導入により、従来よりも高精度な加 工が可能になることに加え、生産期間の短縮が見込めることから、新規取引先の開 拓も含めて受注増に取り組む。
- ・受注が増え、新しい部品を製造する場合であっても品質を維持していけるよう、 新たに三次元測定器を導入して熟練工以外の従業員であっても検査にばらつきが 生じない体制の構築を図る。
- ・新たに導入する NC 旋盤及び三次元測定器により、製造工程から検査工程を自動 化することができるため、これに対応した新しい生産管理システムを導入する。

② 将来の展望

- ・新たな設備の導入により、より多くの受注に対応できるとともに、受注できる製品の幅も広がることから、積極的な新規顧客の開拓にも取り組み、売上の増加を図る。
- ・熟練工が定年退職を迎え、貴重な経験が失われることへの対応及び人員の確保が 当面の懸案であるが、三次元測定器の導入による品質管理や、製造工程と検査工程 の統合による工程の短縮により、熟練工以外の従業員であっても品質のばらつきが なく、限られた人員でもより多くの受注に対応できる体制を構築することにより、 大幅な生産性の向上を実現することができる。

<4 先端設備等導入の内容>

- ▶「①具体的な取組内容」欄は、実際に先端設備等を導入し、行う取組の内容について記載してください。その際には取組を行う業種についても併せて記載ください。市区町村が策定する基本計画における業種等の限定については、当該内容で判断されることとなります。
- ▶ 「②将来の展望」欄は、先端設備等 導入よる効果について記載してくだ さい。

11

4. 手続き方法 (1) 先端設備等導入計画の策定

申請様式の記載方法

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状	計画終了時の目標	伸び率
(A)	(B)	(B-A)/A
8,000 千円	8,720 千円	9.0%

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備名/型式	導入時期	所在地
1	NC 旋盤/AAA-0123	30年11月	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
2	三次元測定器/XYZ99	30年11月	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
3	生産管理システム	31年 4月	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
	∕ABC55 II		
4		年 月	
5		年 月	

		設備等の種類	単価	数量	金額	証明書等の
			(千円)		(千円)	文書番号
_	*	機械装置	20,000	1	20,000	123456
	2	器具備品	10,000	1	10,000	H30-0015
	3	ソフトウエア	5,000	1	5,000	2018-1001
	4					
Ì	5					

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
	機械装置	1	20,000
部歴版の発掘DII	器具備品	1	10,000
設備等の種類別 小計	ソフトウエア	1	5,000
73181			
1	- - - -	3	35,000

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)
先端設備等購入資金	融資	30,000
先端設備等購入資金	自己資金	5,000

く5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法>

- ▶ 「使途・用途」欄には、必要とする資金について、具体的な 使途・用途を記載してください。
- 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金等を記載してください。
- ▶ なお、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法によ り資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて 記載してください。

<(2) 先端設備等の導入による労働 生産性向上の目標>

- 原則として、「A 現状」は計画開始直前の決算(実績)、「B計画終了時の目標」は計画終了直前決算(目標)を基に計算してください。
- ▶ 「A 現状」について、決算ー期を 経ていない場合は合理的な算出方 法で現状値を求めて下さい。

【指標の計算について】

労働生産性=

(営業利益+人件費+減価償却費) ÷労働投入量 (労働者数又は労働者 数×1人当たり年間就業時間)

▶ 伸び率の計算式の分母Aは絶対値です。

<(3) 先端設備等の種類及び導入 時期>

- ▶ 導入を予定している先端設備等を、 この欄に記載します。
- ▶ 本欄に記載する設備は、直接生産若 しくは販売又は役務の提供の用に供 するもののみになります。
- ▶ 「導入時期」欄には、設備取得予定 年月を記載して下さい。
- 「所在地」欄には、当該設備の設置 予定地(都道府県名・市区町村名) を記載して下さい。
- ※ 同じ型式の設備を複数取得する場合でも、「取得年月」や「所在地」が 異なる場合には、列を分けて記載して下さい。
- ▶ 各番号の設備の情報を続けて記載して下さい。
- ▶ 「設備等の種類」欄には各設備の減 価償却資産の種類を記載して下さい。
- ▶ 「証明書等の文書番号等」欄には、 添付する工業会等の証明書の整理番 号を記載して下さい。
- ※ 工業会等の証明書を追加提出する 場合、税制の特例を利用しない場合 は空欄で提出。
- ▶ 「設備等の種類別小計」欄には、各 設備等の種類毎に数量、金額の小計 を記載して下さい。

4. 手続き方法 (2) 先端設備等導入計画の申請

(注)以下に記載の内容は一般的な申請手続きを示したものです。 申請先となる所在する市区町村の申請案内をよく確認下さい。

申請書類

- ① 申請書 (原本)
- ② 認定経営革新等支援機関による事前確認書
- ③ その他、市区町村長が必要と認める書類
- ④ 返信用封筒 (A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手 (申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額) を貼付して下さい。)

税制措置の対象となる設備を含む場合

上記①~④に加え以下の書類

- ⑤ 工業会証明書(写し)
- ⑥ 誓約書(⑤の追加提出を行う場合)
- ※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、 リース会社が固定資産税を納付する場合は下記⑦⑧も必要です。
- ⑦ リース契約見積書(写し)
- ⑧ リース事業協会が確認した軽減額計算書(写し)

申請先

所在する市区町村(「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に限る) 同意を受けている市町村のリストは中小企業庁のHPで公表を予定しています。 「5.ホームページ・問い合わせ先」のURL先をご覧ください。

4. 手続き方法 (3)変更申請

変更申請について

- ▶ 認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る「先端設備等導入計画」を変更しようとするとき (設備の追加取得等)は、その認定をした市区町村の変更認定を受けなければなりません。
- ▶ なお、設備の取得金額・資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第41条第1項の認定基準に照らし、認定を受けた「先端設備等導入計画」の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

先端設備等導入計画変更認定申請書の入手方法

▶ 様式は以下のURLからダウンロードできます。 http://www.chusho.meti.go.ip/keiei/seisansei/index.html

4. 手続き方法 (3)変更申請提出書類

(注)以下に記載の内容は一般的な申請手続きを示したものです。 申請先となる所在する市区町村の申請案内をよく確認下さい。

申請書類

- ① 変更申請書(原本)
- ② 先端設備等導入計画(変更後) (<u>認定を受けた「先端設備等導入計画」を修正する形で作成してください。</u> 変更・追記部分については、変更点がわかりやすいよう下線を引いてください。)
- ③ 認定経営革新等支援機関による事前確認書
- ④ 旧先端設備等導入計画の写し(認定後返送されたもののコピー) (変更前の計画である事を、計画書内に手書き等で記載ください。)
- ⑤ 返信用封筒 (A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手 (申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額) を貼付してください。)

税制措置の対象となる設備を含む場合

上記①~⑤に加え以下の書類

- ⑥ 工業会証明書(写し)
- ⑦ 誓約書(⑥の追加提出を行う場合)
- ※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、 リース会社が固定資産税を納付する場合は下記®®も必要です。
- ⑧ リース契約見積書(写し)
- ⑨ リース事業協会が確認した軽減額計算書(写し)

5. ホームページ・問い合わせ先

<ホームページ>

生産性向上特別措置法による支援

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html
(中小企業庁HP → 経営サポート → 生産性向上特別措置法による支援)

く問い合わせ先>

所在する市区町村

(「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に限る)

同意を受けている市町村のリストは上記中小企業庁のHPで公表を予定しております。

医療・介護からみた設備投資減税の概要(イメージ)

※適用要件の一部は省略した。

設備の種類	用途)	又は細目	具体例	医療機関等の 設立主体 最低価額	中小企業者等に該当する医療法人・個人等 中小企業者等とは ・出資金等の額が1億円以下の法人 ・出資金等をを有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人				中小企業者等に 該当しない 医療法人・個人等
貨物自動車	車両総重量3.5トン以上				(2)		中小企業等経営強化法に基づく措置		
内航船舶	取得価格の	075%が対象					(経営力向上計画の認定を受ける必要あり)		
ソフトウェア	一定のもの		電子カルテシステム、 医事会計システム等	一つのソフトウェアが 70万円以上、 複数合計70万円以上	中小企業投資促進税制 国税(所得税·法人税) (適用期限 H31.3.31) 特別償却30%	4 中小企業経営強化税制 国税(所得税·法人税)			中小企業庁所管
機械装置	1	全て	業務用クリーニング設備、機械式駐車設備 などが適用の可能性 あり	160万円以上	又は税額控除796 ※出資金等の額が3千万円超 の法人は税額控除の適用なし	(適用期限 H31.3.31) 即時償却 又は税額控除10%	5	6	
工具	測定工具	及び検査工具		1台120万円以上、 1台30万円以上かつ 複数合計120万円以上		 ※出資金等の額が3千万円超の法人は税額控除7% ※設備の確認の手法として、 ①生産性向上設備(A類型) ②収益力強化設備(B類型) の2類型が存在 	中小企業等経営	※H30年度改正で創設 生産性向上特別措置法 による	
建物附属設備	3	全て	空調設備、 電気設備等	60万円以上	る 商業・サービス業・ 農林水産業活性化税制 国税(所得税・法人税)	医療保健業 (医療業・介護事業等) は、 建物附属設備について 除外	強化法による 固定資産税の特例 〈地方税〉 (適用期限 H31.3.31)	固定資産税の特例 〈地方税〉 (適用期限 H33.3.31) 市町村が策定した	
			電子カルテ、 パソコン、 ベッド等		(適用期限 H31.3.31) 特別償却30%又は 税額控除7% ※出資金等の額が3千万円超 の法人は税額控除の適用なし		3年間1/2軽減 ※工具、建物附属設備、 器具備品については、 医療業・介護事業は 東京都を除く	「導入促進基本計画」 に基づき、 3年間ゼロから 1/2までの軽減を <u>市町村が条例で</u>	
器具備品	全て	医療用機器	CT, MRI 心電計、 超音波診断装置等	30万円以上	※認定経営革新等支援機関等により 経営改善に責するものと 指導及び助営を受けた設備が対象 (医療業は対象業種 から除外、 介護事業は対象業種)	医療保健業 (医療業・介護事業等) は、 医療用機器について 除外		<u>決める</u> (<u>法人について医療法人</u> <u>等(注1)は対象外</u> 、 個人は対象)	厚生労働省所管
				500万円以上	医療用機器特別償却制度 国税(所得税·法人税) 特別償却12% (適用期限 H31.3.31)				

- (注1) 医療法人、公益法人、一般法人、社会福祉法人、学校法人、農業協同組合、生活協同組合など
- 〇上記以外の措置として以下のものがある。

⑦コネクテッド・インダストリーズ税制(IoT税制)(所得税・法人税、適用期限: H33.3.31)※平成30年度改正で創設

一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、生産性を控除させる取組みについて、それに必要となるシステムや、センサー・ロボット等(ソフトウェア・器具備品・機械装置)の導入(最低投資合計額5,000万円)に対して、特別償却30%又は税額控除3%(賃上げを伴う場合は5%)を措置。なお、本制度は、業種による制限はないため医療機関等も利用可能であり、また、事業規模による制限がないため中小企業者等に該当しなくても利用可能。